

前橋市介護保険条例の改正について（議案第44号）

介護保険課

1 改正の理由

- (1) 前橋市第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）に係る介護保険料の額等を改定する。
- (2) 介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 令和6年度から令和8年度までの介護保険料の区分及び額は、次のとおりとする。

（年額）

区 分	現 行	改正案	改定幅
ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 生活保護受給者 (イ) 本人が老齢福祉年金を受給していて、かつ、世帯全員が市町村民税非課税である者 (ウ) 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円以下の者	18,500円 (33,300円)	21,200円 (34,400円)	2,700円 (1,100円)
イ 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、ア以外の者のうち、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が120万円以下のもの	33,300円 (51,800円)	37,100円 (52,600円)	3,800円 (800円)
ウ 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、ア及びイ以外の者	51,800円 (55,500円)	53,000円 (53,400円)	1,200円 (△2,100円)
エ 本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税されている者を含む者のうち、本	64,700円	68,100円	3,400円

人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円以下のもの			
オ 本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税されている者を含む者のうち、エ以外のもの	74,000円	77,400円	3,400円
カ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が120万円未満の者	83,200円	89,700円	6,500円
キ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	92,500円	99,800円	7,300円
ク 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	103,600円	116,100円	12,500円
ケ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	111,000円	131,500円	20,500円
コ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が400万円以上420万円未満の者			2,000円
サ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	129,500円	150,900円	21,400円
シ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者		166,400円	36,900円
ス 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が620万円以上700万円未満の者		181,800円	52,300円
セ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が700万円以上720万円未満の者	148,000円		33,800円
ソ 本人が市町村民税を課税されて			

いて、かつ、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の者	197,300円	49,300円
タ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の者	208,900円	60,900円
チ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が2,000万円以上の者	220,500円	72,500円

※括弧書は、公費負担による減額賦課前の額

- (2) 介護保険法施行令で定める第1号被保険者に係る介護保険料率の算定に関する基準の区分が、9区分から13区分に見直されることに伴い、引用条項を改める。

### 3 施行期日

令和6年4月1日